

平成27年度 卓話集会<神明町>「当日意見確認」一覧表

2015年8月9日

テーマ:みんなで話そう!『将来のまちづくり』

【神明町福祉館】

※この表は卓話集会当日、会場等で出された『「質問・要望・提案」カード』の質問に対する回答です。

地区名	確認項目	回答	担当課
神明町	空き家対策について、草等が生い茂り危険な場合があるが、町としてはどう考えているのか？	<p>空き家等に関する苦情(隣接地への枝木の越境や、雑草の繁茂、外壁を含む家屋の老朽化など)に関しましては、原則、所有者の責任において適正な管理を行っていただくよう、町(都市計画課、消防署、環境課、町民課)から電話や通知書等により所有者の方々に対し、指導・助言等を行っております。</p> <p>しかしながら一部所有者の中には、全く連絡の取れない方もおり、対応に苦慮する場合があります。</p> <p>また、相談内容にもよりますが、至急対応が必要な案件で所有者の対応に時間が掛かる場合、町より所有者の方の了解を得た上で、地域の方々にご協力をいただいて対応しているケースもございます。</p> <p>さらに倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態や著しく衛生上有害となる恐れのある状態などの物件については、国の特別措置法の施行により、「特定空家等」に指定することができ、町が立入調査、指導、勧告、命令さらには代執行することが可能となりました。</p> <p>これらを踏まえ、他市町村の事例・判例を参考にしながら、本町にふさわしい利活用を含めた計画の策定に向けて検討を行ってまいりたいと考えております。</p>	都市計画課

地区名	確認項目	回答	担当課
神明町	<p>駅から図書館前の県道、自転車の通行をきちんとならないものか？</p> <p>自転車で右側通行、歩道通行をしている人が多い、以前話合の時話題にしましたが、未だに改善されない。</p>	<p>自転車の通行に関するルールの遵守を徹底するために、広報等での周知を継続的に実施してまいります。また、街頭指導や危険行為の取締まりを強化していただけるよう大磯警察署に要望してまいります。</p>	町民課